

令和元年第8回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和 元年11月26日					
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場					
開 閉 会 日 時	開 会 令 和 元 年 1 2 月 1 1 日			議 長	鈴 木 隆 昭	
	閉 会 令 和 元 年 1 2 月 1 3 日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	中 村 芳 正	出	6	畠 山 拓 雄	出
	2	工 藤 求	出	7	上 山 明 美	出
	3	上 村 浩 司	出	8	中 村 勝 明	出
	4	小 松 山 久 男	出	9	佐 々 木 功 夫	出
	5	佐 々 木 芳 利	出	10	鈴 木 隆 昭	出
会議録署名議員	9	佐 々 木 功 夫		1	中 村 芳 正	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 局長	工 藤 光 幸	主査	三 上 恵 美		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 により 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	石 原 弘		教 育 長	相 模 貞 一	
	副 村 長 総務課長事務取扱	早 野 円		教 育 次 長	佐 々 木 修	
	政策推進課長	佐 藤 智 佳		教育委員会事務局 主任主査	工 藤 真 樹	
	生活環境課長	工 藤 隆 彦				
	地域整備課長	佐 々 木 卓 男				
	産業振興課長	渡 辺 謙 克				
	健康福祉課長	大 上 高 広				
	会 計 管 理 者 総 務 課 主 幹	平 坂 聡		政 策 推 進 課 主任主査	佐 々 木 賢 司	
	総 務 課 主 幹	大 森 泉		政 策 推 進 課 主任主査	角 舘 尚	
	地域整備課主幹	早 野 和 彦		生 活 環 境 課 主任主査	横 山 順 一	
	産業振興課主幹	畠 山 哲		生 活 環 境 課 主任主査	大 澤 健	
総務課主任主査	菊 地 正 次		健 康 福 祉 課 主任主査	大 澤 広 美		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和元年第8回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年12月12日（木曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 防災行政無線デジタル化整備（第1期）工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第5号））
- 日程第3 議案第1号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更に係る協議に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 田野畑村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 田野畑村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第12 議案第10号 田野畑村森林環境譲与税基金条例
- 追加日程第1 議案第11号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第2 議案第12号 令和元年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第3 議案第13号 令和元年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第4 議案第14号 令和元年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）

散 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い進行いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、報告第1号 防災行政無線デジタル化整備（第1期）工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 報告第1号 防災行政無線デジタル化整備（第1期）工事の変更請負契約の締結に関する専決処分について説明いたします。

防災行政無線デジタル化整備（第1期）工事について、日本電気株式会社岩手支店との間で締結した請負契約の契約金額を設計変更により17万6,000円減額し、1億8,539万4,000円とする変更請負契約を専決処分により締結いたしましたので、ご報告いたします。

主な変更内容は、屋外子局1局減工、避雷針及びスピーカー設置数量の減工並びに親局と中継局の屋外キュービクルの追加工となります。

なお、本工事の完成予定は令和2年3月31日となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第5号））についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第5号））についてご説明をいたします。

お手元の説明資料をお開き願います。まず、歳入でございますが、財政調整基金繰入金407万円という内容でございます。

次に、歳出でございますが、地域防災がけ崩れ対策事業申請書作成業務委託料407万円という内容でございます。令和元年台風19号に伴う災害対策経費について、令和元年11月20日にやむを得ず専決処分したものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 今11月20日にやむを得ず専決ということで、臨時議会は11月15日であって、その前は本会議なわけですけれども、事案が発生したというか、臨時議会以後にどうしても処理しなければならないという案件で専決したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、平坂主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

11月の臨時議会の後に、11月末までに国のほうに申請書を上げなければならない日程が示されましたので、やむを得ず専決でお願いした案件でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 いいですか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第5号））についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第1号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構

工事)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 タブレットの18ページをお願いいたします。議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号 田野畑村立学校給食センター整備工事(建築・外構工事)の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて。令和元年7月25日に議会の議決を経た田野畑村立学校給食センター整備工事(建築・外構工事)の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、田野畑村立学校給食センター整備工事(建築・外構工事)。

2、工事場所、田野畑村松前沢地内。

3、変更の内容、契約金額の増額でございます。1億6,060万円の契約を1,125万4,100円増額し、1億7,185万4,100円とするものでございます。

4、受注者、住所、岩手県久慈市新井田第4地割8番地6、氏名、株式会社小山組、代表取締役、小山和則。

議案第1号の資料をお願いいたします。資料図面に記載のとおり、構内アスファルト工893平米、駐車区画線63メートル、車どめ工4カ所、縁石工159.3メートル等を増工するものでございます。

なお、工期を令和2年3月31日まで延長するものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございます。田野畑村立学校給食センター整備工事(建築・外構工事)の変更請負契約を締結しようとするものです。これが、この議案を提出する理由でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 増額の変更なのですけれども、もう少しこういうふうに変更に至った経緯について説明をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 給食センターの建築外構工事、その他の入札につきましても諸事情によりなかなか落札者が決まらないという経緯がありました。それで、当初の設計を見直しまして、外構工事については当初から外して、契約後に変更契約をしようという形で進んでおりまして、今回外構の変更契約をしたいというものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。本体については、ちょっとおくれがということで事故繰り越しになるということで、きのう説明を受けましたけれども、何が起るかわからない世の中ですけれども、一応この工期で順調に進んで、工期外に完成をということで理解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 一般質問でも給食センターの工期の関係が出ましたが、今回3月31日までということで延長しますが、話をしたとおり、6月ころまではちょっとかかりそうだということでございますので、この案件につきましても事故繰り越しをお願いする形になると思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この舗装関係が大枠の外構分、それは理解できる。実際この建物がおこなわれているわけですから、実施時期の予定、実際に工事を施工する時期的なもの、どの時期を。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 設計業者等ともまた協議になると思いますが、まず建物が建って、それを変更してということになります。具体的にこの時期というのは、まだちょっと相談をしたいというふうに思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 もちろんあとは定例で言えば3月になるわけですが、今伺ったのは、年度内にやるということは俺が、客観的に素人が見て無理かなというような気がするのですが、やっぱり12月にはとらなければ、年度がかわればまた話は別だけれども、その辺をどう理解。要するにこの年度内に外構まで施工しなければならぬ、あるいはするということか、その辺の大きな、いわゆる時期的な工事というのは年度内にこの外構工事をやるのかやらないのか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 年度内は、ちょっと厳しいというふうに考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 というのは、今予算的にはこの年末にとらなければならない。施工は、実際は来年度、こういうわけで3月は厳しいということ。ということは、その予算をこの12月にとらなければならないという主な理由か何かありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 まず1つは、実務上の問題ですが、契約額、事業費をまず確定させていきたいというのがまず1点ございます。

それから、実際施工に関しては請負業者、それから施工業者等と相談していきたいのですが、まず今年のほうは2月ということですから、また早まる部分もありますので、まず決められると

ころは決めていきたいというような考えであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 事務的なことは、別に雪が降っても、あるいは凍結しても構わないとは思いますが、現実的に2月、3月の本当に外構工事、いわゆる舗装を中心とした工事をやるのであれば避けたほうがいい。もっと4月以降にやったほうが当然でクレーム的なものというか、そういうのも出ないのではないかと思うので、それで3月、4月もどうなのか、などということをお考えいただけますけれども、どうですか、その辺。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 別なほうでも現場監督等々の関係は教育委員会と一緒にやっておりますので、ちょっと私のほうで現場施工の関係を伝えたいと思いますが、今契約上は12月だということですが、建物もしながら、そして側溝だとか路盤の関係がありますので、それは3月までの間に仮に施工の体制が整ってくれば、そういう側溝だとか舗装にかかわらない部分はあるのかなというふうなこともありますし、今言われるとおり4月以降に舗装をするというのは、それが理想で、そして繰り越していくということもありますので、それは舗装等々においては4月以降に、暖かい時期が来たときでもって舗装するというようなことで、6月ごろの完成を目指すというのは建物等一帯と、そして最後の外構の舗装というふうなことを考えていきたいというふうに思っておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 田野畑村立学校給食センター整備工事（建築・外構工事）の変更請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第2号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号です。タブレットで19ページ、そして説明資料ですと3から10ページというふうなことになっておりますので、お願いします。議案第2号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決の議決を求めるものでございます。

1、工事名、田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事。

2、工事場所、田野畑村北山地内。

3、契約金額、3億3,660万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額3,060万円）。

4、受注者、住所、岩手県盛岡市本宮三丁目51番2の201号。氏名、理水化学株式会社盛岡営業所所長、阿部和友。

議案第2号、資料の図面をごらんください。まず初めに、今回の簡易水道机地区北山浄水場等の整備工事についてですが、建築工事、機械・電気設備工事について分割発注を原則と考えておりまして、さきに建築工事を令和元年9月4日に入札執行をしたものですが、不落となっております。今回改めまして、建築、機械・電気設備工事を一括、一体の浄水場整備工事として入札したものであります。

議案第2号の資料の8枚中の1枚目をごらんください。全体の事業概要についてご説明します。第1水源は、昭和48年に設置された施設で、竣工後40年以上経過し、施設全体が老朽化しているということから、机地区北山浄水場等の整備を実施しているものであります。

水道施設の概要のフローを簡単に説明しますと、第1水源、第2水源から導水管にて導水場に送られていきます。次に、導水ポンプ場の導水ポンプ場からポンプ圧送によって新設の浄水場に送られていくと、その後浄水場で急速ろ過を行った後に滅菌をして配水池へ送られて、自然流下して給水順に配水されていくというふうな流れになります。

今回の施設は、急速ろ過方式によって安心で安定した水の供給を図るために、平成28、29年度に測量調査設計、用地測量、用地購入をして、平成30年度から工事に着手し、現在繰り越しを含めて工事を実施しております。

この図面をごらんください。青色線が30年度施工部分、赤色部分が今回の工事の提出議案となります。まず、現在の施工しております工事の概要ですけれども、左上の表示の青色部分ですが、浄水場建築工事の敷地造成工事を令和元年度に繰り越して7月末に完了済みとなっている浄水場造成工事です。それから、真ん中の部分で青色表示なのですが、導水管・制御ケーブル布設工事

として、導水ポンプ場から新浄水場までのダクタイルの铸铁管ファイ75を1,620メートル施工しております。一部令和元年度に繰り越しして令和2年3月末の完了予定です。

それから、左下の青色表示ですけれども、第1水源から導水ポンプ場までの工事ですが、高密度ポリエチレン管ファイ75を166メートル施工、また第2水源からは同じようにファイ75を164.7メートル施工して令和元年度に繰り越しをし、令和2年3月末の完了予定となっております。

それから、右下の青色部分の導水ポンプ場の工事ですけれども、これも配管工一式、ポンプ場一式で、令和元年度に繰り越しして令和2年3月末の完了予定となっております。

今回の提出議案の第2号の主な工事概要なのですけれども、左上の赤色部分、浄水場の建築工事、場内外構工事、浄水場の機械設備工事、浄水場の電気計装設備工事となっております。また、右下の赤色表示ですけれども、導水ポンプ場のポンプ本体の機械設備工事となっております。

それで、2枚目の詳細図面をごらんください。浄水場建築工事として、鉄骨の平家建て、建築面積134平米、それから浄水場土木工事として場内排水工116.9メートル、場内配水管工として65.1メートル、外構工事ですけれども、舗装工が490平米、フェンス工で109メートル、浄水場の機械設備工として急速ろ過方式ですけれども、計画取水量は121トンパー日、浄水場電気計装設備工事としてテレメーター、自家発設備ほか一式となっております。

あと参照願いますが、8枚中の3枚目は浄水場の建築の平面、4枚目は建築の立面、5枚目は機械設備の評価平面、6枚目は浄水場内の機械・電気計装設備、7枚目は導水ポンプ場の機械設備、計装設備、8枚目は導水ポンプ場の機器据えつけの図面となっておりますので、参照願います。

工期ですけれども、工期は令和2年3月末としております。ですが、今年度末の完成は非常に厳しい状況でありますので、3月においては繰り越しをお願いする見通しとなっております。

理由でございます。田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負契約を締結しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 当初は分割発注をとということだったみたいなのですが、分割発注ということで落札にならなくて、今度一体というふうになって、結局このようには出されているわけですが、担当課としては分割発注した場合と今回一体とした場合と、経費というのですか、予算的には違いがあるのかどうか、その辺に違いがあるのかどうかについてどのように考えているのか説明願います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の分割と一体という考えですが、当初は建築本体のみをとというふうな考え、それと建築の経費ということ。今回は一体なので、そこの中には機械もあり、電気、建築もありますが、その経費の中の一体でありながらも建築部分は建築見合い、機械は機械というふうなことでなっておりますので、個々に出す、全体で出すということにおいてはそんなに大きな差はありません。ただ、考え方とすれば、建築は建築というふうなことの分割で発注するというふうなことの基本的な考えがありますので、そのようなことで最初は建築ということを発注した。ですが、業者のほうの不落になって、どうしても建築だけの工事とすれば、それは工事の一般質問でもありましたけれども、東日本大震災の工事だとか、三陸沿岸道路の工事だとか、さまざまなこともあるのかなというふうにも考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。さまざまな要因がということで、なんなもんでもつくってもらわなければということで、大きな違いがないのであれば、それはそれでいいと思います。

あと個々の浄水場の耐久年数というのは大体どれくらい、設定と言うのも変ですけども、どれくらいを考えておけばいいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 浄水場というのは、法的な耐用年数というのは60年ぐらいが想定されているのだそうです。ただ、補助で物をつくっていくというのは大体20年ぐらいを想定して切りかえていくというふうなことになっているようですが、そうしますと管路だとか何かというのは、大体目安的には補助の採択要件とすれば、20年ぐらいを想定して継続、長寿命化を図っていくというふうに考えればよろしいのかなというふうに考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、本管ファイ75とありましたが、これも20年ぐらいの耐用年数という見込みになりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 先ほど一般的な話をしましたが、これは耐震構造ということもある管を入れています。そうなので、地震なんか来たときにもこの南なんかも、あと新築なんかについては考えておりますので、そういう耐震構造でもあつたりしますが、基本的には20年ということの基本をしながら、あとは維持管理の中でどれだけ、土の中にありますのでどうにもならないのですが、いずれ20年以上を考えながらというか、財源的なこともあるので、すぐにはなかなか直せない部分もあるので、いずれ管理しながら、耐久、耐用年数を長くするような考え方を持って管理していきたいなというふうに思っておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 これは、オーライドですね。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 はい。

○5番【佐々木芳利君】 あそこは、本管というよりも、雨が降ると道路が壊されて、それで二次的な部分で本管が被害に遭っています。私が知っているだけでも今回が2回目だと思うのですが、やはり道路のほうの維持管理との兼ね合いもあろうかと思いますが、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今言うとおりの、ご指摘のとおり、オーライドの沢のほうまで行く間に路面が流されて、どうしても本管が見えてくるという状況があります。今回の台風19号でもそのようなことがありまして、今は現在は応急工事で道路は工事して写真のところまで行けるようになっています。砂利道なので、これは今後の話ですが、砂利道にセメントなんかをまぜて、そういうセメントにして、なるべく流れないように方法も砂利道でありながらもあるのかなというふうなことも考えながら、そして今回は水源のところから上のほうに、図面見てもらって、この浄水場が今回上のほうに移設されるわけです。これはそういう意味で、下のほうの部分はどうしても道路が厳しい状況なので、上のほうに浄水場を設けて、管理しやすいというふうな考え方を持って浄水場は上のほうにして、ここでテレメーター等を管理しながら、下の取水も管理できるようにというふうなことも考えておりますので、そうしますと道路の部分が掘れないようにというふうなことを考えればいいのかないかなというふうに思って、そうするとセメントをまぜた砂利にすればしばらくはいいのかないかなというふうなことも考えながら、そのような方法もいいのかないかなというふうに考えております。これは、今後そのような整備、舗装というのはなかなか難しいので、そのようなことを考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そのとおりだと思います。前、舗装の切削箇所、融剤まいて道路管理をした経過もある路線ですよ。結構あれは長もちをしたような記憶があるのですが、いろんな廃材と言えは変ですが、いろんな工事から出る残材を有効活用して、できるだけ路線管理をお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今言われたとおり、そんなふうに考えていきたいなというふうに思っております。ただ、今切削材から出ている発生材というのがなかなか今はなくて、産廃処理法の絡みもあって難しい案件になって、そこら辺が難しいのですが、もし村内の中で出て使えるような部分があれば、それは県道なり国道なりというふうなところからも利用して、言われるとおり切削材から発生したものを再利用するというふうなことも考えながらやればいいのかないかなというふうに思っておりますので、ありがとうございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 この入札の参加業者は何社だったのか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 建築を入札、建築単体のときには11の業者でした。それが不落になりました。今回の一体においては、6業者の指名であります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 本村とのあれは、この業者は今回初めてかなと。それとも、あと実績的なものが何か、参考のものがあればお聞かせ願いたい。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今回の理水化学は、田野畑村の簡水においてこの急速ろ過という機械のそのものを、田野畑村の簡水の全域にこの急速ろ過を入れている業者になります。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 田野畑村簡易水道机地区北山浄水場等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第3号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更に係る協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 タブレットの20ページをごらんください。議案第3号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更に係る協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、宮古地区広域行政組合格約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法第286条第2項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでご

ざいます。

次のページの別紙をごらんください。今回の一部変更は、消防緊急通信指令装置の共用部分に応じた負担すべき経費と負担割合を明確化すること並びに1ページになりますが、災害により発生した廃棄物の処理及び処分に要する経費の負担割合に関する規定を追加すること、また消防力の整備指針の一部改正に伴いまして文言の整理をあわせて行おうとするものでございます。変更部分につきましては、表中の下線のとおりとなっております。

施行期日は、令和2年2月1日からとしております。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、宮古地区広域行政組合規約の一部を変更することについて関係団体と協議しようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 通信の範囲が広がったり、災害等々でごみとかが大量に出たりとかということが発生しているわけですが、今回は負担割合の明確化ということでこの議案は出されていますけれども、今まではどういうふうな感じで負担というのを決めていたのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

宮古広域組合の議会で決定するものですが、今回の変更に関して申し上げますけれども、消防設備の緊急通信指令装置を29年に導入いたしまして、宮古と山田地区で共有している部分がございます。その更新に係る経費ですとか、個別に運搬しなければならないというふうなことが発生してまいりまして、今回この分配率を決定したものでございます。したがって、宮古地区広域行政組合のほうで決定した内容であります。それぞれ市町村の承認を求める内容となっております。今回提案させていただいたものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更に係る協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第4号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの23ページをごらんください。議案第4号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙をごらんください。ごらんとおり、別表第1から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の文言を削除するものです。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの26ページをごらんください。議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

これは、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおりとすることの協議に関し、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙をごらんください。財産処分に関する協議書ですが、要約しますと今回当該事業等組合が解散するに当たり、納付した退職手当負担金のうち、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持ち分額を返還し、矢巾町分は残すという内容のものでございます。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第8、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレットの28ページをお開きください。議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

条例案概要の1ページをごらんください。第1、改正趣旨ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

第2、改正案内容ですが、災害援護資金償還金に対する支払い猶予の明確化、破産者の免除、市町村に資産・収入を調査する権限の付与等について改正があったため、条文の整理を行うものです。

第3、施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

議案にお戻りください。提案理由ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 現在この資金の貸し付けを受けている、対象になっているというか、対象者というか、利用している方が何名ぐらいいるのか、村内。もちろん村内だと思うのですが、村内、村外で。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課、横山主任主査。

○生活環境課主任主査【横山順一君】 お答えいたします。

貸し付けは、合計で26名に行っております。そのうち今現在完納が7名でございますので、現在の継続貸付者は19名となっております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 現在は滞りなく、今のところ順調だと理解していいのかどうかちょっと確認をいただきたい。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課、横山主任主査。

○生活環境課主任主査【横山順一君】 返済についてですが、現在滞納者が1名おります。滞納額は、今現在で100万円となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それは、100万円については延べ期間というか、どの期間を返済していないのか、あるいは今後の担当者の返済してもらえらるだろうとか今後どうだろうという、状況的には今後の先の状況はどのように把握しているか、捉えているか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課、横山主任主査。

○生活環境課主任主査【横山順一君】 今の100万円というのは、まず償還期限が過ぎたものの額になります。今後の見込みとしては、交渉はしているのですが、なかなか厳しい、生活も苦しいような状況の方でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 個人情報等々余り触れたくない部分もあるのですが、それはどういう状況なのか、いわゆる健康状態か何かで収入がないためなのか、その辺は。お答えできる範囲でいいですが、もしその辺お答えできる範囲を伺ってみたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時43分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 今同僚議員のほうからもいろいろ質問がありましたけれども、この条例が決まると、現在支払いをしていくとか、ちょっとまだ支払いが厳しいような人たちには対応というのはどのように変わのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課、横山主任主査。

○生活環境課主任主査【横山順一君】 具体的にはやはり支払いが困難である人は支払い猶予の対応がとれると、あとは破産した場合は免除できるということになっております。なので、今もし借りている人とか滞納されている方がこのような状態になれば、そういう支払い猶予や免除の対応ができることとなります。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 これは貸し付ける際に、もちろん中身が合致していなければならないわけですが、その場合審査とかなんとかなれば、合致していれば、対象になっていけば、それは審査とか余りなく貸し付けるというような中身ですけれども、具体的な中身としてはどうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

条件が合致していればお貸しできることになっています。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございませんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐりに休憩いたします。

休憩 (午前10時45分)

再開 (午前11時03分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第9、議案第7号 田野畑村印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレットの30ページをお開きください。議案第7号 田野畑村印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、田野畑村印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要2ページをお開きください。改正趣旨ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正案内容ですが、成年被後見人の一律な権利制限が見直されるなどの改正等があったため、所要の改正を行うものです。

施行期日等ですが、令和元年12月14日施行するものです。

議案にお戻りください。提案理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 この条例が改正されることによって、村のシステムとか、そういうシステムを変えなければならないとか、あとはそれに伴う予算が発生するのかどうか伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

これは、成年被後見人のことだけでは特に変わることはございませんで、その権利を一律に欠格条項に充てないということで、状況に応じて今回意思能力を有しない者というふうに名前が変わりますので、そういったところでは変わることはないです。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかございせんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 田野畑村印鑑条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第10、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの34ページをごらんください。議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要の3ページをごらんください。第1、改正趣旨。岩手県の例に準じ、一般職の職員に適用する給料表の改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、当

該成年被後見人等に係る欠格条項の見直しをしようとする事。

第2、改正案内容。(1)、一般職の職員の給与に関する条例の欠格条項の規定を削除しようとする事。(2)、一般職の職員の給料表を改正する事。(3)、その文言の整理を行う事。

第3、施行期日等ですが、この条例は令和元年12月14日から施行する事。ただし、別表1及び別表2に関する規定は、令和2年1月1日から施行するでございます。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、岩手県の例に準じ、一般職の職員に適用する給料表並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 この出されている条例が改正されることによって、職員の方の給与ですか、恩恵を受ける方は大体今からどれくらい給料が上がるものなののでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

今回の給与改正につきましては、若年層を中心とした給与改正となっております。下線の部分が改正した部分になりますけれども、比較しますと2,000円から数百円程度バックということになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 何か12月定例議会の恒例のようになっていますけれども、今の村のラスパイレ指数をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

公表しているラスパイレ、平成30年度ですけれども、本村は89.9という数字になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 県下で何番目かもお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 一番下となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 どうにもできない部分があるのかなとは思っているのですが、一生懸命頑張っているのに何かなという気持ちはあるので、どうにもならない部分はあるかと思っておりますけれども

も、みんな頑張っているのになという気持ちは、済みません、個人的な気持ちです。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁は要りませんか。

○7番【上山明美君】 いいです。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第11、議案第9号 田野畑村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの61ページをごらんください。議案第9号 田野畑村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明いたします。

これは、田野畑村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要の4ページをごらんください。第1、制定趣旨ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律において、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めようとするもの。

第2、条例案内容。(1)、フルタイム会計年度任用職員の給与、給料の支給、給与からの控除、通勤手当等の支給、給与の減額及び期末手当の支給について規定するもの。(2)、パートタイム会計年度任用職員の報酬、基本報酬の額、基本報酬の支給、基本報酬の減額、特殊勤務手当等に相当する報酬、期末手当、通勤に係る費用弁償及び公務のための旅行に係る費用弁償について規定するもの。

第3、施行期日等ですが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案にお戻り願います。提案理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律において、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 初めて聞く名称なわけですが、実は宮古地区広域行政組合でもこの質疑を、私は加わりませんでした。質疑してまいりました。会計年度というふうな名前の任用職員ですから、期限つき臨時職員というふうな名称もあったのですが、それが統一になるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

今回の会計年度任用職員につきましては、具体的にはフルタイム職員とパートタイム職員の2種類任用されることとなります。これは、現在同じ非正規職員で、臨時的任用職員、臨時職員ですけれども、あるいは特別職の非常勤、一般職の非常勤というように雇用がまちまちだったものを会計年度任用職員制度を創設しまして統一するという目的のものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 そうすると、フルタイム会計年度任用職員とパートタイムという2つに分かれるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

種類につきましては、フルタイム職員とパートタイム職員の2種類ということになります。フルタイム職員につきましては、正職員と同様の勤務時間帯を勤務する職員となります。今年度におきましては、13名の臨時の職員が現在いますけれども、正職員と同様の勤務時間帯で勤務している方をフルタイム職員として任用することを想定しております。

パートタイム職員につきましては、短時間勤務の職員となります。具体的な職ですけれども、現在今あるのは教育委員会のほうにありますけれども、特別支援教育支援員あるいは社会教育指導員、地域おこし協力隊などの職の方々がこのパートタイム職員となることを想定しております。現在でいいますと、本村では18名程度の方がパートタイム職員になるのではないかなというふうに想定しております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 パートタイムについてはいいのですが、従来の期限つき臨時職員が、恐らくでなく、答弁ではっきりしたようですが、フルタイム会計年度任用職員というふうに私は理解し

ました。そういたしますと、フルタイムの会計年度任用職員の募集はこれから公募するわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課、菊地主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

まず、この条例を制定しまして、認めていただきまして、その次に細かい規則の部分の制定することになりますけれども、その作業にもよりますけれども、例年ですと臨時職員の募集を大体2月ぐらいに始めていますけれども、そのスケジュール感でできればなというふうに現在考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 端的に言えば臨時職員等を従来何年、あるいは10年以上ずっと届けてそういう立場で雇用しているわけだが、その場合、本人が希望しなければ、これはまた別だけれども、特に本人が従来そのままであればあれだけれども、何か別な、もちろん経験だけで採用というのは現在の村の条例ではあり得ない部分だと思うのですが、やはり実務経験というのは貴重なものだと思うので、やっぱり何らかの形で、本人が希望すれば対応できるような方策を模索する必要があるのではないかと思うのですが、どうですか。

それから、俺だけそうかもわからないけれども、答弁がよく聞こえないのですが、俺の耳が弱いためそうなのか、俺だけかどうかわかりませんが、その辺はどうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時18分）

再開（午前11時19分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課、菊地主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 お答えいたします。

この会計年度任用職員制度のマニュアルの中で、再度の任用ということになっております。再度の任用は、この制度の中では大丈夫ですということであっておりますので、本人が希望して、こちらが運用したいということが合致すれば、引き続き任用できるということになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が、これも先ほど質問したような方向に、この制度でやる可能性があるかと理解していいのか、その辺については。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時20分）

再開（午前11時20分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 議員おっしゃったとおり、期限つき臨時職員でも長年やっている方はいらっしゃいます。職員数は本村は少ないので、その方に対しては本採の職員といたしますか、正規の職員にならないかという声はかけておりますが、望んでおりませんので。期限つき臨時職員のままという状況です。

（声はかけているんですねの声あり）

○副村長【早野 円君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 わかりましたけれども、通常から考えれば普通本採用のほうがいいのかと私は単純的に考えたが、事前にそれもしゃべっているし、本人が望まないのであれば、これは仕方がないと。本人の意向だというように、現在いる方々はそうだというように理解していいわけですね。確認です。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 そのとおりでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかございせんか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 田野畑村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第12、議案第10号 田野畑村森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 タブレットの80ページをお開きください。議案第10号 田野畑村森林環境譲与税基金条例を制定する条例について説明いたします。

これは、田野畑村森林環境譲与税基金条例を制定する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例制定内容については、条例案概要の資料をごらんください。概要資料の5ページになります。田野畑村森林環境譲与税基金条例案の概要でございますが、第1、制定趣旨。市町村による森林整備に対する費用の財源に充てる田野畑村森林環境譲与税基金を創設するため、本条例を制定しようとする事。

第2、条例案内容。(1)、基金の設置について規定すること。(2)、基金の積み立て額について規定すること。(3)、基金の管理について規定すること。(4)、基金の運用益金の処理について規定すること。(5)、基金の処分について規定すること。(6)、基金の管理の委任について規定すること。

第3、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行すること。

議案にお戻りください。提案の理由ですが、市町村による森林整備に対する費用の財源に充てる田野畑村森林環境譲与税基金を創設するため、本条例を制定するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今年度歳入、258万2,000円ですか、予算計上になっております。年度当初は、この金を使った事業をいろいろ述べられておりましたが、満額基金繰り入れの予算措置であります。なぜ事業が今年度進まなかったのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 お答えいたします。

次に補正予算にしております金額についてはそのとおりでございます。これについては9月末に入金されているものでございます。今年度事業については、当初予算から計画し、予算化しておりますが、こちらについては基金を使わずとも特別交付税について措置されるものでございますので、今年度は基金を充当するものではありません。かつその事業については、林政アドバイザー等の事業を予定しておりましたが、こちらは適任者が今のところおりませんでしたので、前回補正においてこの事業を森林組合に委託するということで、事業のほうは執行している状況でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 この譲与税は、何年間か執行しなければ返還義務のある譲与税だと思いますが、それは何年でしたか。返還義務はありませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 お答えいたします。

返還義務については、私どものほうでは確認しておりません。今の運用のルールの中ではないものと承知しております。これについては、年度年度の譲与税金額が例えば少額の場合、あるいは例えば災害が起きて事業が消化されない場合等、その基金で運用すれば年度を何度でも繰り越していきける。基金の中に積み立てて、必要分を一般会計のほうにまた持ってきて使えるというような運用の仕方がございますので、市町村のほうで必要がないということであれば返還ということもあるでしょうが、そのとおり運用されていくものだと認識しております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 たしか最初のこの税制ができるという表の中で、未使用、何年かたったら返還というような何かのルールがあったような記憶がありますので、ぜひ返還を生じないように有効な活用といたしますか、事業消化をお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 いま一度ルールについては、この後確認したいと思います。

いずれこの基金の使い方については、これの事業の内容及び繰り越すという理由についても公表して運用しろということですので、そういったルールについても遵守して進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 田野畑村森林環境譲与税基金条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時29分）

再開（午後 零時 5 9 分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の変更について

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

日程の変更についてお諮りいたします。12月13日の日程を本日に繰り上げ、審議することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、12月13日の日程を本日に繰り上げ、審議することに決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、議案第11号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 タブレットの82ページをごらんください。議案第11号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億5,942万円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83億1,460万4,000円とするものでございます。

タブレットの87ページ、補正予算書の4ページをごらんください。第2表、地方債補正、1、追加、災害廃棄物処理事業として1,450万円を、また災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として4,250万円を、公共土木施設等災害復旧事業（現年災）として2億350万円を、林業施設災害復旧事業（現年災）として520万円を、漁港施設災害復旧事業（現年災）として550万円を、農業施設災害復旧事業（現年災）として320万円を、また三陸鉄道災害復旧事業として2,390万円を計上しております。

次のページをごらんください。2の変更ですが、社会資本整備総合交付金事業（村道沼袋田代線）は1,000万円増額し9,000万円とし、社会資本整備総合交付金事業（村道沼袋三沢線）は1,000万円減額し4,560万円、社会資本整備総合交付金事業（災害防除事業）は1,800万円減額して1,000万円、思惟エリア（道の駅たのはた）一体整備事業は3,360万円増額し、3億2,300万円としようとするものでございます。

タブレットの94ページ、予算書の8ページをごらんください。2の歳入ですが、主なものにつ

いてご説明いたします。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、1節森林環境譲与税ですが、森林環境譲与税として258万2,000円計上しております。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2節特別交付税ですが、特別交付税として1億5,711万9,000円追加計上しております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節災害復旧費国庫負担金ですが、公共土木施設等災害復旧事業費負担金として3億1,749万2,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、2節水産業費補助金ですが、東日本大震災復興交付金として2億6,134万8,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。14款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金、1節土木費補助金ですが、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金として4,250万円を追加計上しております。

下のほうに参りまして17款繰入金、1項基金繰入金、5目東日本大震災復興交付金基金繰入金、1節東日本大震災復興交付金基金繰入金ですが、東日本大震災復興交付金基金繰入金として9億5,437万6,000円追加計上しております。

次のページをごらんください。同じく17款繰入金、1項基金繰入金、10目庁舎及び公共施設整備基金繰入金、1節庁舎及び公共施設整備基金繰入金ですが、庁舎及び公共施設整備基金繰入金として1億600万円追加計上しております。

タブレットの99ページ、予算書の13ページをごらんください。3の歳出ですが、これの主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14節使用料及び賃借料ですが、派遣職員宿泊施設使用料として447万5,000円を、また19節負担金補助及び交付金ですが、派遣職員人件費等負担金として940万円を追加計上しております。また、同項5目財産管理費、23節償還金利子及び割引料ですが、東日本大震災復興交付金返還金として3億9,703万1,000円、また25節積立金ですが、田野畑むらづくり基金積立金477万7,000円、ページをまたぎまして東日本大震災復興交付金基金積立金2億6,134万9,000円、森林環境譲与税基金積立金258万3,000円、合わせまして2億6,870万9,000円追加計上しております。また、同項6目企画費、15節工事請負費ですが、携帯電話用伝送路電柱等支障移転工事費、光ブロードバンド施設支障移転工事費と合わせまして1,950万円追加計上しております。

タブレットの104ページ、予算書の18ページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料ですが、産業振興施設用地造成測量設計委託料、農林水産物販売施設等建設工事監理委託料、合わせまして1,106万2,000円、また15節委託料ですが、農林水産物販売施設等建設工事として1億8,770万6,000円、また19節負担金補助及び交付金ですが、菌床しいたけ生産緊急支援事業補助金、それから被災農業者向け経営体育成支援事業補助金として、

合わせて613万3,000円追加計上しております。

また、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、21節貸付金ですが、田野畑クラフト貸付金として430万円追加計上しております。

次のページをごらんください。同じく6款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、15節工事請負費ですが、島越漁港地区漁業集落道整備工事から島越漁港地区道路補修工事まで合わせて5億1,280万円追加計上しております。

次のページをごらんください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料ですが、地域防災がけ崩れ対策測量調査設計委託料から地域防災がけ崩れ対策支障木伐採委託料まで合わせまして3,850万円、また15節工事請負費ですが、地域防災がけ崩れ対策工事費として6,700万円も追加計上しております。

次のページをごらんください。8款土木費、3項都市計画費、2目都市計画施設費、15節工事請負費ですが、思惟エリア（道の駅たのはた）一体整備工事費として1億1,554万6,000円、また16節原材料費ですが、原材料費として2,400万円を、また17節公有財産購入費ですが、思惟エリア（道の駅たのはた）用地購入費として650万円を追加計上しております。

タブレットの111ページ、予算書の25ページをごらんください。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費、13節委託料ですが、公共土木施設等災害復旧実施設計作成委託料として2,500万円を、また次のページですが、15節工事請負費ですが、公共土木施設等災害復旧事業（現年災）として3億9,600万円を追加計上しております。

また、11款災害復旧費、3項その他災害復旧費、1目その他災害復旧費、19節負担金補助及び交付金ですが、三陸鉄道災害復旧事業費負担金として2,397万9,000円を計上しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 三鉄の復旧関係で、タブレットの100ページ、予算書のページだと12ページ、あとタブレットの112ページ、予算書だと22ページで、バスの代替とか復旧の工事費の負担金というのは出ているのですけれども、これというのは市町村で持っている部分とかというのもあると思うのですけれども、全体的に記載している部分の工事の田野畑は個々の部分で幾らぐらいというふうな、そういうふうな計算で出された数字なのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

被災箇所割合ではなく、これまでの三鉄支援のルールに沿いまして、まずは人口割、それから駅の数での案分となっております。今回の被災部分の負担割合については、田野畑については4.8%となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。今久慈田野畑間がだめで、田野畑田老間もというふうな感じで、今月中には復旧するというふうなニュースが流れていますけれども、調べれば被災箇所があつてと順次延びているような感じなのですが、計画どおり今年度内に一応ここは復活しますよ、大丈夫です、復旧しますよという箇所は順調に復旧するというふうな予定で進んでいるか、復旧するのだなというふうに思っていてよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

今週の月曜日に三陸鉄道の中村社長が記者会見させていただいたところでございますが、田野畑までの延伸につきましては、12月28日土曜日、この日に再開するというので計画どおり進んでおります。田野畑から久慈までのそれ以降につきましては、3月の一般運行1周年を目指して完成にこぎつけたいなということで、まず計画どおり行けるように頑張っていますということで、市町村のほうにも報告いただいております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 いろいろと伺いたいというのはあるのですが、今回クラフトの貸付金ということで430万円、これは貸し付けだから当然いずれ返ってくる金だと理解せざるを得ないわけですが、これが貸し付けになった場合、いつ、誰から。クラフトに貸すのだからクラフトから返るのが当然だと思うのですが、どのように理解すればいいのか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 ただいまの件についてお答えいたします。

計上しております430万円の貸付金については、田野畑クラフトが解散する際、現在未払いになっている支払いに充てる金を、そういう目的の貸し付けでございます。未払いについては、主に森林組合の事務委託というふうな形になっておりまして、清算処理が終わった時点、3月末を見込んでおりますが、その中でその処理に使われなかったものについては返ってくるものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今の答弁は、ちょっと聞こえない部分もあつて、3月に解散するということ。どなたが貸し付けた場合返すのですかということを知っている。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 今回の貸し付けについては、12月31日に予定しております会社の解散の清算に使われる目的のものでございます。その清算に使われた後、余剰しているというか、返せる分につきましては3月末の清算終了の時点で村に返ってくるということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、それで現在返せる見通しが立っているというように解釈すればいいのか。私は、解散すれば返せる何物も出てこないというように理解するのですが、そうではないのですね。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時14分）

再開（午後 1時14分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 貸し付けたものについては清算に使用いたしますので、はっきり言えば、清算、支払いに使用した分については返ってこないお金となります。つまり最終的に債務ということで、貸し倒れを受けるのは村ということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そういうことで、会社の社長である副村長、あるいは筆頭株主である村長、そういうことで特に問題ないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁求めます。

では、貸す側から、石原村長。

○村長【石原 弘君】 今の質問に対しては、これまで林業振興ということで行ってきた。しかし、この間も話ししたとおり、収支バランスは長期的にもまことに厳しいところがあってということで、いわゆる特別清算ではなくて、通常の清算という形にするためということで、理事会でもお話があった、または臨時総会にてそういう話があったということで、そういった意味で合わせて1,000万円ほどについて、本当に苦しい部分はありますけれども、一定の成果は出してきていただいたものと解しつつ、最終の詰めとして、そういう金額の未払いをどうするかということについては理解及び村民の人たちに対して事情を勘案いただいてご理解賜ればという思いであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 答弁として理解できるような内容ではないと私は理解する。

それで、このクラフトの問題、9月の定例で運営できるのかという質問をしている。それに対して特に答弁らしいというか、そういうのが返ってくるのなら、北銀に会社の存続を掲げる……

（経営診断の声あり）

○9番【佐々木功夫君】 経営診断を頼んでいるということで、しかも経営診断は6月10日に頼んでおります。それが約3カ月たっても結論が出ない、しかも10億円も20億円もの会社でないわけですから、せいぜい1億円、2億円だと思うのですが、結論が本当に出なかったのか、出ないのか、

誰が引き延ばしたかわからない。その時点で、もはやそういう方向に、いわゆる清算せざるを得ないやの、場合によってはですよ、そういう答弁があつてしかるべきだと思うのですが、その辺3カ月もたたないうちに整理しなければならないということは余りにも唐突な話ではないかなと、私はこう思います。

それと、ことしになってからでなく、ずっと累積赤字で来ているわけだから、もっと早く、1年も、1年半も、2年前からその動きを察知してやるべきだと思うのですが、経営する立場、あるいは株主とすれば余りにもお粗末なやり方だと私は思いますが、反省すべき点はないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 議員全員協議会でも話をしたとおり、会社の目的は魚函材と高齢者の雇用ということでありました。しかし、実態は魚函そのものの環境は変わって、発泡スチロール等々にかわる、もしくは当時の会長に商社がイクラの生産ということに流れることも含めて期待はしたのですけれども、その取引はできないという中で数十年間の努力ということは、事業振興等はいろんな意味で貢献していただいたものと思います。

ただし、我々として放置したわけではなくて、一方で主力製品であるおが製品そのものの生産も収支を项目的な分析をしても厳しい点があるわけで、それを新たにどういうふうに投資するかもいろいろ検討はしましたけれども、それをどう組み合わせればいいのかということで、いろんな選択肢をしました。ただ、経営的には数値をただ羅列するのではなくて、そうなった場合にどういうことができるのかということで、いろんな人の意見を聞くという作業をしたために、ただ単に北銀に地方創生の枠で診断をするというような作業だけではなくて、いろんな形で雇用分析しなければならないという時間が要したということで、慎重に取り組んだために時間を要したようですので、我々とすれば最終的には総会及び理事会においては、これはもう続ける、維持、継続するのはしがたいという意見に最終的に固まったということで議会をお願いしているわけですが、これは先ほども話したように、なかなか林業界、製材界というものの業界としての経営維持というのはなかなか厳しいところにあるということは、これは我々としてやることはいいのだけれども、その先の全く見通しが見えない中で再スタートを切るというのはなかなかできなかったということで、これは行政報告の中でも話したように、決してそれを諦めたわけではなくて、どうやったら地域の財を使えるようなことができるのかということも検討しますけれども、一旦は使命を果たした会社として普通清算ということの上に議会でも理解していただいて、仕切り直しということで整理したいという思いで議会には今お願いしているわけですので、そういった社会変化も踏まえた、一旦はそれを閉めざるを得ないということで、このことの予算について議員の皆様のご理解を賜りたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 はっきり言って理解できません。というのは、経営者は経営責任が問われ

るわけだし、それで株主等々は負債が出た場合は株主の割合によって負担すべきものが本来の筋だろうというように思います、私は。それが村だけが一方的にこれを返す、貸すのだから返ってくるのが明らかで、別にこれはこれで予算書として立派なものなことだけれども、返す所在がないような形の中で貸し付けという形は私は理解できないし、それと経営責任というものの責任所在もそこに従って解散という前提で話をするのであれば出なければならぬ。その責任をどう感じますか、それを聞きたい。

何だかんだ、これは本来はさかのぼっていけば、ことしの春先、3月か、多分森林組合の役員改選等々だと思うのですが、新しい森林組合長が誕生して、間もなく整理をせざるを得ないということで動いた経過を耳にしていますが、そのとき村長はそういうあれを耳にしたもので、何とかやるという方向で突っ張ったと言えれば表現悪いのですが、そういう経過もあったと聞いているんですが、そういうことはなかったですか。さかのぼって伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 経営の分析をただ単年度、もしくはこの中でだめだからということではできないだろうという趣旨ですので、しっかりこれは分析した上で、維持の可能性はあるのか、ましてやどういう手だてをしなければならぬのかはもう少ししっかり分析した上でということでは北銀の話をお願いしたという流れでありますので、そういったことの結論をある程度診断した上で、当然理事会も総会も、ましてやお願いするとなったら理事会、総会において決定したことをお願いすることも含めて、それを議会にお願いしなければならぬ。ただし、このお願いするときに、こうでしたと言うのではなくて、分析をしっかりやった上でそういう話はしなければならぬだろうという話をして、そういったことにしましょうということにしたまでであります。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時25分）

再開（午後 1時25分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

もう一度答弁を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 村の政策として、こういう形で会社をつくりたいという趣旨で、役員会等及び総会、臨時総会を含めての中で、村のほうでこれを対応したいという要望、要請があったので、その旨対応を議会にお願いするという、それから取締役、筆頭株主として、この会社そのものの維持ということには努力したいと思ってきたわけですが、中身を見れば、そんな簡単ではないということ、これについては本当に大変しのびがたいものがありますけれども、いずれ今まで努力してきたということに対して敬意を表しつつ、そういうことが維持できないという判

断を皆さんで共有した上で、この生産の流れを確認し合うことが大事だということで話したままでです。村とすれば、政策的に維持するということは本当に大事な点だと思いますけれども、しかし維持することでますます悪化することは避けなければならないという苦肉の選択をしなければならなかったということについてご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 11月1日、臨時株主総会で村に支援を要請したという説明がこの前ありました。それはどのような要請だったのか、その要請文書ですか、それを見させてください。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 文書では出しておりませんで、口頭でお願いを申し上げた次第です。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時28分）

再開（午後 1時28分）

○議長【鈴木隆昭君】 では、再開いたします。

口頭での要請ということですが。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 やはり大事ですから、文書を残すべきではないですか。違いますか。でなければ、この数字の根拠、本当だったらということだと私はこの予算には賛成できませんが。

（事実と違うとの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時28分）

再開（午後 1時29分）

○議長【鈴木隆昭君】 では、再開いたします。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 例えば金額は別にして、清算が明らかな会社に対する貸し付け、貸付行為、この場合に借り受け側の借用証、それぐらい徴しなければ問題が生じませんか。休憩してください。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時29分）

再開（午後 1時47分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件につきましての答弁、まとめられましたでしょうか。答弁ありませんか。では、きょうはこれで散会しますか。

○8番【中村勝明君】 いや、いや。これは保留にして、別なのを聞きたいです。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時47分）

再開（午後 1時47分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 今クラフトの関係でそういう今質問があるわけですが、先ほど言ったように我々はその数値を何となく概算でということがないようにするために、しっかり第三者機関として北銀のほうに診断をして、この診断後は清算後の工程も含めて、今経理の状況はどういうふうにあるのか、またこれからこの期間の間でも歳入がどうあるのかということも全部精査した上での金額であります。

よって、今5番の佐々木議員が懸念した、全く何の根拠に基づいた金額なのかについては、これは北銀の第三者機関として、またはその他の専門機関としていただいて、精査していただいたものを取締役会でも決めて、総会でもその旨の記録を残しているということで、ただ単にその中で資料に基づいたことを確認した上で要請を受けたと。正しい要請を受けたのだけれども、その額について議会で説明した上で、その後については当然今懸念されるように、貸し付けの契約等についてはしっかりやらせていただきたいと思います。

（全然答弁になっていないの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 私の質問と答弁趣旨が違うと思いますが、議長は議会運営をしっかりとしてください。

○議長【鈴木隆昭君】 はい、わかりました。先ほどそれを言おうと思ったけれども、村長答弁とめなかったものですから、要は口頭でクラフトから受けた経緯、その責任、出したほう、受けたほう、あとこの金額についても、ただ北銀の精査でこうなったでは根拠に乏しいと思います。その辺をきっちりした上での答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 私のほうから、貸し付けの覚書というか、その書類関係の部分、質問の後半部分についてお答えいたします。

貸し付けを仮にこの後する際には、当然貸し付けの契約を結びます。貸付契約を締結いたして、それに基づいて貸し付けという手続を予定してございます。

あとは、貸付金の根拠でございますが、11月1日の会社での解散を決議した後、税理士法人のほうで12月31日、今期末、12月31日まで営業を継続し、売掛金、未払い金等を整理し、あるいは財産、会社で持っている財産もございます。この財産を会社解散時に処分し、売却した上で、最終的に普通解散に必要な、つまりゼロという、借金のゼロというところを持っていくですね、幾ら必要かという仮の清算貸借対照表を作成し、その金額に基づいて算出したものでございます。正確に言いますと、あくまで仮のということですので、12月31日現在の見込みということでございますが、その純資産でマイナス424万5,671円、こちらがマイナスになっているということから出たような数字でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 口頭での要請ということについては、皆さん納得なさいましたか。

(していないの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 その答弁、私にはなかったように思いますが、どなたの責任で、どういう形で手続なさったのか、その答弁を求めたいと思います。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 多分北銀の経営診断を10月18日の臨時取締役会において、北銀の経営診断、北銀のほうから来てもらったと。その報告を受けまして、臨時取締役会においては、これ以上はまず継続するのは無理であろうというふうな判断をしまして、臨時株主総会を開きまして、清算に向けた方向で進めていこうということで、臨時株主総会を11月1日に開催いたしました。その際に先ほど産業振興課長からの答弁がありましたとおり、税理士法人のほうから仮の貸借対照表、事業年度が1月1日から12月31日までですので、クラフトは。貸借対照表を作成して、どれくらいゼロ清算にするまでに必要なのかという額をはじき出してもらいまして、その資料を臨時株主総会にかけまして、皆さんにお諮りして、そこで村のほうにちょっと手続的には問題があったかもしれませんが、株主総会を経て村のほうに口頭で要請して了承を得たということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 経過につきましては、12月2日、担当課長さんから全員協議会で説明を受けたようです。それは、みんな載っております。それは理解した上での質問になります。例えば支援要請をしたと。要請金額の資料というのは、恐らく事務委託を受けている森林組合内部にある資料になりますよね。クラフト独自で資料をお持ちですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 金額のお話、その資料ということですよ。

○5番【佐々木芳利君】 430万円の根拠データは、信組の事務にあるのではないかと。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長、続けてどうぞ。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 これは、税理士法人に会社として委託してつくってもらった資料で、

会社及び私のほうにもその写しはあります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 今否決しても、もう時効になっているケースもあるかと思いますが、恐らく未回収債権もお持ちだと思います。法的にも回収は不能だと思います。自己消滅していると思います。やはりある程度、ずさんと言えば失礼ですが、ルーズな面も中にはあったやに話は聞いております。ですから、これはそれで済んだことは言いません。11月1日の株主総会、どういう形で村に支援をしましたか。その支援の根拠、支援文書、行政文書、それを見させてください。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 先ほど来から申し上げておりますとおり、文書というものはございませんで、総会における進行の中で、全員で村のほうに口頭で要請をしたものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 そうしますと、役員の皆さんが村長室に来てお願いしたということですか。総会場でお願いしたということですか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 総会場でお願いしたものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 やはり当局のトップ要請と役員、筆頭株主、全く立場、地位、責任分担が違うのではないですか。どうも取締役であるのか、筆頭株主であるのか、行政のトップであるのか、その辺がもうちょっとはっきりしないと私は村民の疑問に答えられないのです。どのようにお考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 申しわけございません。確かに法人、構成員、筆頭株主が村だとしても法人ですので、立場は別だと思いますが、そこら辺がちょっと混同してしまったのかもしれない。大変申しわけありません。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 やはり第三セクターのあり方、営業成績がよろしければそれでいいのですが、なかった場合に第三セクター、それは村が暗黙の了解、口頭でもって一切を処理するという悪い感覚、前例になりはしないかと、それを一番危惧しているわけです。私の知っている範囲では今回が最初のケースでありますから、形式的にも手続的にもしっかりした対応をすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 自分たちの中だけでなく、今言ったように、これは弁明ではないのですけれども、結果として役員として、もしくは株主として、そういった財産経営機能が入ってその内容を説明して、株主としては何カ月もかけた内容について、これは了としなければならないのだなということで、その場で分析内容、今後の清算に向けての内容については、これはしようがないのだなということで、それを表にしたというふうなことで、今言ったように副村長の立場だとして、そういう立場で皆さんが一堂に会している場なので、これは共通認識を受けているものということで。ただし、私はその場では、一旦これは受けたものだとしても、議会に対して説明しなければなりませんので、それは方向性とすればそうかもしれませんけれども、それははっきりできますという話ではありませんよと。ただし、これを一般清算するという事は、そういう選択肢しかないだろうと。

または、他の機会に、いわゆる株主増資することの一つの選択肢もあるかもしれないけれども、それでは事が、流れが全く違うのだということを確認したということで、貸し付けのほうにしたわけですが、これも最後の詰めの中での選択肢とすれば、今言ったように一定の範疇の中で処理できたものと思ってのことでありましたので、そこらについては、我々はただノーマークにして、もしくはただ一方的な話を受けてという中身ではないこと、そこだけご理解いただいて、今言ったように疑念が生じた点については反省するところはあると思いますけれども、いずれそういったいろんな立場の人たちでまとめてきたということだけご理解いただければと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、今の答弁で納得しましたか、理解できましたか。

(何もできなかねの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 もうちょっと簡潔に答弁できると思いますので、その努力をお願いしたいと思います。

5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 たしか債務超過、ことしが3年目ですよね。実は2年前、去年ですか、2番目の株主さんが、この会社のあり方についてはもうそろそろ決断の時期ではないかという流れもあったのですよね。今まで引っ張ってきたから悪いではなくして、例えば我々から見ても、機械をだましまし使って、限界だと思うのです。ですから、清算がいいとか悪いとかではなくして、そういう方向性に行くのであれば、もっともっと説明もできる、わかりやすい手続、処理方法があったのではないですか。やはり口頭要請でもって交付金四百幾ら動かすということは、これは村民感情からすれば理解してもらえません。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 口頭要請なのだけれども、その根拠となる数字はしっかりしようとしていたいたわけなので、我々は株主として外に出て、皆さん共通の認識のもとだということで、その

点では全く何もないという状況ではないということだけのご理解いただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 伺うのですが、株主総会あるいは役員会ですか、その関係に対する会議の議事録はあると思うのですが、議事録も事務方が議事録をとると思うので、その議事録はないですか。本来は、そういう重要な会議であれば議事録、懇親会ではないわけです、会議なわけですから、その議事録は参考になると思うのです。その議事録しかないと言うのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 議事録につきましては、ちゃんととってあります。

○9番【佐々木功夫君】 それを参考に出すと思うけれども、その根拠が1番わかる。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時05分）

再開（午後 2時06分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

当局として出す用意があるかどうか、答弁を求めます。どうですか。9番、お待ちください。まだ答弁が出ていませんので、答弁を待ちたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時06分）

再開（午後 2時09分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

答弁を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 済みません。20億円の開示につきましてですが、会社として決めなければなりませんので、ちょっとお時間をいただければと思います。

（いつまで。会期中の声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時10分）

再開（午後 2時21分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど留保しておりました答弁を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 大変申しわけございません。議事録はありますが、事務局が今山での作業に行っておりますので、あしたの朝一で閲覧をお願いしたい、お出ししたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、それでよろしいですね。

○9番【佐々木功夫君】 はい、よろしいです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私は、きのう一般質問をやりまして、答弁がどうも私の考えとかみ合わないという点がございました。職員の定年退職は何ら問題はないのですが、中途退職が相次いでいる。これについては、村長の答弁で、大変デリケートな問題で、確かにデリケートな問題、それはあると思います。しかも、プライバシーにかかわる等々の理由で答弁できないという内容の答弁はもらっております。夜になって、1時間という枠内での一般質問ですから、本当はそのときも意見はあったのですが、定例会でありますから、ゆっくり質疑しようと思いを決めて今取り上げているわけなのですが、どんな問題についても最終的には村政にかかわることは石原村長の責任だと思えます。しかも、中途退職なんていうのは何もプライバシーの問題ではない。一般的に中途退職が相次いでいる場合は、本来であれば村長責任に、議会にも監視責任がもちろんあります。そのために取り上げているのは、1週間かけての石原村長の本音を貫いた答弁が来るだろうと実は期待しておりました。ところが、何ら責任を感じないような、感じているからああいう答弁になったのか、それも解釈はできますが、村長、いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 プライバシーとかデリケートな問題で、それを回避するつもりはなくて、要するに物理的に考えて、例えば組織が箱として、そこに入る人があると。ただし、それは必ずしも一致する部分と一致しない場合があって、個人のいろんな関係とか感情ということはここで推しはかれないものがいっぱい要因としてあるので、それはなかなか言えない部分が多いなという話をしたまでであって、それで例えば今言うように容器が大きいほうがいいのか、深いのがいいのかというところで考えなければならぬのは、それは今お話ししたようにあると思いますけれども、ただし退職、もしくは中途退職を一つの事象として捉えたときに、議論するのはなかなかこれは難しい問題だという話をしたわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 ちょっと焦点はきのうと違いましたが、とどのつまりは同じです、考え方。きのうの答弁と何も変わっていない。だから再質問するのです。これは、何も村長一人の責任だと言っているのではないです、中途退職は。人それぞれ事情がありますから、場合によっては中途退職もあり得ると。組織のピラミッドの長として、そういうふうな中途退職をなるべく出さないような村政運営。ピラミッドの長なわけですから。それについては、どうお考えでしょうか。私は、努力をもっと強めるべきだという考えで聞いておりますので、どうか2回目の答弁をお願い

いします。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 終身雇用制の中では、今の論理が全てに当てはまるということはあったと思うのですが、こういうふうな形で選択肢ができる社会になり、ボーダーレス化する中で、一つの論理でぶれないのが今の世の中だと思います。そういった意味で、全てを組織論の中でまとめて話しすることはできない世の中だということをさらに認識して理解していただければと思うし、その中で組織として今言うように価値をお互いに見出していくという努力は当然必要だと、そういう認識は持っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これは、また今晚ゆっくり考えて、最終日のあしたに譲りたいと思います。少し前進面は感じるのですが、一番大事なところが答弁として言葉に出てこないというふうに思っておりますので、あした若干の時間をおかりしてやりたいと思います。

産業開発公社について、いいですか、続けて。

○議長【鈴木隆昭君】 どうぞ。

○8番【中村勝明君】 人材登用を中心に私は通告をいたしました。そうしたらば、これからのコンサルのあり方についてかなり長い答弁をいただいて、メモをとれなかったものですから、実质的を突いた質問は難しいのですが、やっぱりこの際人材登用についてのみ、ここでは取り上げたいと思います。

やっぱり立派なプロを頼むとなれば、それなりの人件費がかかると思います、率直な話。本当にすばらしい人材を見つけるためには、答弁を聞きますと、村長自身が見事に努力をしている、プロパーの方のどうのこうの。あくまで産業開発公社は、第三セクターではなくても民間会社なのです。村長は村の長、やっぱりそれぞれの部署にしっかり任せて、村長も努めることは努めてほしいのですが、信頼をして、それぞれの部署に人材登用も、委託ではないですが、務めてもらったらどうですか。誤りのない人材登用をするためには、しっかりと意思疎通を図りながら募集すべきだと思いますが、どうでしょうか。募集というか、お願いすべきだと思いますが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今の質問の趣旨のとおりの姿勢で臨んでおります。この間も話ししたように経営検討会議の中でも中小企業診断士、または経営経験のある方も委員に入って、いろんな意見をいただいておりますので、そういった点をプロパーの職員たちがどう受けてやるかが肝だと思っております。

きのうも10日、11日、現地のほうに行ってみましたけれども、プロジェクトチームで一生懸命になって、みんなで今積み上げ作業をしているということ等も確認してきましたので、そういっ

た意味では自分たちでやろうという意識でまとめてきていると思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほど8番議員が言った中途退職に係る関係で、私なりに率直に、俺は余り頭が奥深くないためか、単純的な話かもわからないが、露骨になると思いますが、私なりにこういうことかなというように、それが直接の原因とは言わないけれども、恐らくですよ、例えば幹部、特にも中堅以上の幹部職員の退職の関連については、このまま職員として頑張っているも田野畑村の将来というか展望はどうなのかなと、そういうものに不安も感じている、それで退職につながる場合もあるだろうなと、こう思うのが1つ。

あと1つは、石原村長、その以下もそうだけれども、ともに一生懸命やってもどうだろうなという、そういう不安材料が大きくはあるのではないかと、俺はそういうように。それは人間関係、あるいは個人の問題も当然あるわけだけれども、最終的には個人が判断してやらざるを得ないことも間違いない、大きな要因的なものは、私なりに考えられる要因というのはそういうのがあるはしないかというような思いはしますが、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 議員のあれかもしれないという議論に答えるすべはありません。

(議長、いいの、それでの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩 (午後 2時39分)

再開 (午後 2時42分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 関連する質問が一般質問でもあったとおりで、私はこういう案件を最高機関として、個人情報全てではないのだけれども、そのことを議論することは差し控えていただいたほうがいいのではないかという思いがございます。

よって、今の発言の内容については、私はそれは断言できるものではないと。また、人の心証について、それをあれこれ言うべきものではないと思いますし、私はそういうものではないと思いつつ聞いておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それでは、先ほど俺が質問したのに対して、全くそれは長のこと、あるいは村のこと、もちろんこれは個人が決めることだけれども、それは何かしら関係がないとおっしゃるのですか。俺はそこを確認したい。自分にとっても村にとっても全くそれは関係がないこ

とであるという、そういう断言もできますか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 私は、関係ないとは言っておりません。そういう人の構成上、組織が全てではない部分があるということで話をしております。そういった意味で、まさに人の心の問題はデリケートな問題なので、それを組織の中で議論することは差し控えたほうがいいたろうという考えです。また、それが全く関係ないということではないだろうし、関係はあるけれども、人の生活、営みというのは、それだけではないようなつながりがあるわけですけれども、それを評してこうであるということは差し控えたほうがいいと、そうっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私は心配して言っているつもりなのですが、そういう中堅あるいは幹部の職員がやめないで頑張っていることが村にとっても、また今の石原村長にとっても決してマイナスではないと思います。そういう意味から発言しているので、善意にとってください。このことだけははっきり言っておきます。

○議長【鈴木隆昭君】 今のは要望でよろしいですね。

○9番【佐々木功夫君】 いい。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 我々も角度によっていろんな見方があると思います。村長から見れば、職員は構成する組織の部下です。村民目線に立つと、みんなの税金で村のために頑張ってもらって、全村民の共有財産、共有人材なのですよね。その点は理解していただけますか。その方が何かあれば、やはり村民の一人としては心配する。臆測を抜きにして、純粹に心配する行動。これは当然のことだと思います。それが村を守って発展する源だと思うのです。ですから、そういうことは人権に抵触しかねない事柄になるので、議論は排除するというほうがむしろ人権に抵触するのではないかと思います。村長はいかがお考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今5番議員が言った話についてはそのとおりだと思うのですが、私が言っているのは、そういう人と大事におつき合いするということは当然、今関連して9番議員もお話したとおりだと思うのですが、必ずしも一くくりでいけないのが人の心の問題であり、いろんな選択肢は人生の中であるわけで、それを組織という一辺の接点の中で全てを議論できないというのがまた人間のことだろうし、そういったことに注意を払いたいという話であって、組織とすればそういう人たちと長くつき合うように、または村の大切な人としておつき合いするということは大事なことだと思いますけれども、その後の選択というのもまたそれぞれ価値の違いもありますので、選択肢がいろいろある中で、それを一くくりにはできないなという話だけでありますので、今の議論についてはそのとおりだと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 ご理解をいただきましてありがとうございました。

たしかいろいろ説明を親切にいただきまして、メモが間に合わなかったのですが、最新採用の応募者、エントリーという言葉使われましたか、応募者と言いましたか、それが飛躍的にふえているというような答弁があったと思いますが、ここ5年間の応募者数、採用者数、それから中途退職者数、この数を示してください。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時48分）

再開（午後 2時48分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課、菊地主任主査。

○総務課主任主査【菊地正次君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、毎年9月に行われています職員採用試験についてですけれども、5年間分ということですので、平成27年度からの応募者数ですけれども、平成27年度が7名で合格者が1名、採用者は1名、28年度は応募者が9名、合格者、採用者ともに3名、平成29年度が応募者数が9名、合格者が5名、採用者が4名、平成30年度が応募者が3名、合格者が2名、採用者は1名、本年度ですけれども、令和元年度ですが、応募者が11名、合格者、採用者ともに6名という数字になっております。

中途の自己都合の退職につきましては、ちょっと数を数えなければいけないので、お時間をいただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 5番、佐々木芳利君。

○5番【佐々木芳利君】 その数は教えていただきたいのですが、当然中途退職がふえれば、組織機能を回転させるためには採用がふえなければならないですよ。任期付応援職員、派遣職員というのは、これは将来のカウントではないわけです。短期間の、長くても二、三年のカウントではない。村長、「山高きがゆえにたつとからず」という言葉があります。「樹ありてたつとし」です。要するに山の周辺に生えている木というものも山の価値を高める存在なのです。一体となってその価値が高まっているのです。どうも失礼な言い方かもしれませんが、今の田野畑であったら、周りの木々がもっともっと反映して繁茂していないと、この厳しい時代に向かって太刀打ちできないのではないかと、その心配で質問しておりますが、どのようにお考えですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今5番議員が話ししたとおりで、一方きょうも木を眺めていれば、その葉が下に落ちて、それが腐葉となって山が肥えていくように、自然の摂理というのはそう一回にはで

きないものもまたあります。そういった意味で、人の育成というのも同じことだと思います。

私今言うように、そういう事象が飛び交う中で、中途の人が多いうことができるだけでないようなこと、もしくは価値を共有できるようなことを努力しなければならないというのもまた1つだと思いますので、ただしその人にとっての人生というのは、一回きりの人生の中でどういう選択肢をするかというのは重みがあるものだと思っております、そういった意味で一回老いた木が折れればそれでおしまいなわけですが、人間はそこからもって新たな価値を、芽を育むことも大事な選択肢だろうし、そこも大事にしてあげたいなという思いもございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 俺は余り例えもわからないし、俺はストレートな話しか、単細胞なものだから。要するに中堅以上の方々が、職員が退職して、それは理由はどうあれ、そしてさらに新人、いわゆる新採用がふえたということで、村の戦力としては支障がない、要するにプラスはあってもマイナスはないという解釈なのか。俺は、なかなか数だけの問題であればプラスには非常に難しい部分があるのかなと疑わざるを得ないわけですが、どうのように理解していますか。数さえ充足していれば、十分仕事の中身も問題なしという判断でいいのかどうか、お答えください。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これは、2000年以降、国のいろんな改革の中で、三位一体改革の中で各地方が事務事業の見直しの中で出続けるこれは、どこの市町村も同じ構造の中で、あえて。田野畑においても、それで人材が公正なピラミッドの形になることが理想だと思いますけれども、大体の中でそこに近いような形をどうやってとるかに努力していかなければならない。あとは、それが無い場合に、アウトソーシングをどういうふうにくみしてやっていくかというのを含めて、複合的に一体的に物事をピラミッドに近い形にしていくことが理想だと思いますし、それに向けて努力していきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 1点だけ。今の問題は今夜しっかり考えて、あしたに持ち越したいわけですが、森林組合だと思いますが、どこかわかりませんが、議事録はあしたの冒頭に提出する。それに関連して、私なりに確認をしたい点が1点あります。役場事務の最高責任者は、今は総務課長が兼任の状況ですから、理屈上は副村長だと思います。そして、先ほど渡辺課長のほうから税理士法人に委託をして、今後の精算処理をしたいという旨の答弁がなされました。したがって、税理士が加わったり、それなりのベテラン職員が処理しているから間違いはないと思うのですが、クラフトの関係、貸付金処理が会計法上100%適正かどうか確認しておきたいわけですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【渡辺謙克君】 お答えいたします。

田野畑クラフトの財政支援に関する選択、これはさまざま検討した中で、貸付金以外にも例えば資本金の増資、あるいは補助金等の形がないわけではありませんが、この辺も税理士法人とさまざま検証した上で、いずれにしても運転資金の中でも支払いに充てるものですので、貸し付けたものが貸し付けた側に100%戻ってくる。例えば100%戻ってこなくても、残った残金が各株主に配当されることになる、貸し付けた村に戻ってくる手法として貸付金が、これが唯一の選択肢でございました。それ以外にもさまざまな理由がございますが、あと質問の趣旨でございますが、会社を清算するというところで、なくしてしまう会社に対して貸し付けをすること自体、適正な言葉ではありませんが、最近ニュースで言う背任とかそういうことにも当たらないかということ念頭に置きながら検討した結果、これが唯一の選択肢と、正しい選択肢ということで理解して今回払っているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私たちも非常に重大な責務、職務を持った立場でありますから、念のためではありますが、それぞれの法律の専門家を含めて、残されたあしたしか会期延長しなければならないわけですが、村長を含めた当局においてもなお一層確認をしていただきたいと要望しておきます。

○議長【鈴木隆昭君】 要望でよろしいですね。

○8番【中村勝明君】 はい。

◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 それでは、お諮りいたします。

追加日程第1、議案第11号 令和元年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）、追加日程第2、議案第12号 令和元年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、追加日程第3、議案第13号 令和元年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第2号）、追加日程第4、議案第14号 令和元年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）の審議を留保し、本日はこれをもって散会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時00分）